平成26年度 下関市介護保険サービス事業者集団指導

《個別編》

(小規模多機能型居宅介護、 介護予防小規模多機能型居宅介護)

資 料

平成26年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》8 (小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護)

〔目次〕

管理者や介護支援専門員を変更する場合で注意すべき点は?	1
看護職員配置加算と人員基準上の看護職員の配置で注意すべき点は?	2
月を通じて宿泊サービスを利用している場合、福祉用具貸与費の算定は可能か?	
月の途中で利用開始した場合、給付管理は誰が行うのか?	
サテライト事業所の設置要件は?	
消防法施行令等の改正について	
外部評価の要件緩和について、どのよう取り扱いとなっているか?	
運営推進会議の議事録は市に提出が必要なのか?	

管理者や介護支援専門員を変更する場合で注意すべき点は?

人員基準において、研修の修了が要件とされている管理者や介護支援専門員 を変更する場合は、研修修了の有無を必ず確認して下さい。

介護支援専門員が必要な研修を修了せずに配置された場合は、人員基準欠如 に該当し、減算の対象となります。

ただし、研修を修了した職員の急な離職等により人員基準欠如となった場合に、新たに介護支援専門員を配置し、下関市の推薦を受けて山口県に研修の申込みを行い、研修を修了することが確実に見込まれるときは、研修を修了するまでの間は減算対象としない取扱いとしています。

なお、当該介護支援専門員が受講予定の研修を修了しなかった場合は、通常 の減算方法に従って、人員基準欠如が発生した翌々月から減算が行われます。

また、急な離職ではなく、人事異動による場合は、研修未受講者の配置はできません。

人員基準上必要な研修

小規模多機能型居宅介護事業(介護予防含む)

代表者	認知症介護サービス事業開設者研修
管理者	(1)認知症介護実践研修(実践者研修)
	(2)認知症対応型サービス事業管理者研修
計画作成	(1)認知症介護実践研修(実践者研修)
担当者	(2)小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

「認知症対応型サービス事業管理者研修」及び「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を受講するためには、「認知症介護実践研修(実践者研修)」の修了が必要です。

看護職員配置加算と人員基準上の看護職員の配置で注意すべき 点は?

小規模多機能型居宅介護従業者のうち、1以上の者は、看護師又は准看護師でなければならないとされています。当該看護師又は准看護師は、人員基準上は、常勤を要件としておらず、毎日配置しなければならないということではありませんが、看護職員配置加算を算定する場合は常勤専従が要件となりますので注意が必要です。

看護職員配置加算の要件

区分	単位	対 象
看護職員配置加算()	900 単位 / 月	常勤専従の看護師1名以上配置
看護職員配置加算()	700 単位 / 月	常勤専従の准看護師1名以上配置

定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

()を算定している場合は()は算定しない。

要支援者には算定できない。

- 【Q】月途中で、常勤の看護師が退職したが、事業所には別の非常勤の看護師を1名配置している。その月は看護職員配置加算()の算定は可能か。
- 【A】月途中で常勤の看護師が退職しても、別の非常勤の看護師の配置があるため、人員基準は満たしているが、その月は、常勤専従の看護師が1名以上配置されているとは言えないため、看護職員配置加算()の算定はできない。退職と同時に別の常勤の看護師を配置した場合であれば算定可能。【本市見解】
- 【Q】看護師資格を有する管理者については、看護職員配置加算の要件である常勤かつ専従を満たすこととして、加算を算定することは可能か。
- 【 A 】指定基準等においては、看護職員の配置は常勤要件とはされていない。 一方、看護職員配置加算は、利用者ニーズへの対応を図るため、常勤か つ専従を要件として創設されたものであることから、お尋ねのような場 合についての加算は認められない。【 Q & A H21.3.23 】

月を通じて宿泊サービスを利用している場合、福祉用具貸与費 の算定は可能か?

介護保険法第8条第12項において、福祉用具貸与は、「居宅要介護者について福祉用具のうち厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう」と規定されており、『居宅要介護者』を対象としています。

この『居宅要介護者』とは、同条第2項に「居宅(軽費老人ホーム等の居室を含む)において介護を受けるもの」と定義されています。

よって、福祉用具貸与費は居宅において介護を受ける利用者について算定できる、と解されます。

小規模多機能型居宅介護の宿泊サービスは法第8条第18項において、「サービスの拠点に短期間宿泊させ、当該拠点において・・・行う」とあるため、宿泊サービスは居宅を離れて提供されるサービスである、と解されます。

以上のことから、宿泊サービスを1ヶ月間継続している利用者については、この期間に居宅に所在していないため、福祉用具貸与費の算定はできないこととして取り扱いますが、利用者が小規模多機能サービス利用中だけでなく、居宅でも福祉用具を利用するのであれば、貸与は可能と考えます。

小規模多機能事業所での利用のみの場合は、サービス提供に必要なものとして事業所で用意して下さい。

指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針(基準第73条解釈通知)

指定小規模多機能型居宅介護は、通いサービスを中心として、利用者の様態 や希望に応じて、訪問サービスや宿泊サービスを組み合わせてサービスを提供 するという弾力的なサービス提供が基本であり、宿泊サービスの上限は設けず、 重度の者であれば、運営推進会議に対し報告し、評価を受けることを前提とし て、ほぼ毎日宿泊する形態も考えられる。しかしながら、ほぼ毎日宿泊するよ うな者が増え、他の利用者の宿泊に対応できないような状況になれば、他の利 用者が適切にサービスが利用できるよう調整を行うことが必要となるもので ある。

月の途中で利用開始した場合、給付管理は誰が行うのか?

小規模多機能型居宅介護の利用開始前の居宅介護支援事業所の介護支援専門 員が「給付管理票」の作成と届出を行い、居宅介護支援費の請求を行うことと なります。

- 【Q】居宅介護支援事業所の介護支援専門員を利用している者が小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合、介護支援専門員は当該小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員に変更されることとなり、国保連への「給付管理票」の作成と提出については、当該小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が行うこととなるが、月の途中で変更が行われた場合の小規模多機能型居宅介護の利用開始前又は利用終了後の居宅介護サービス利用にかかる国保連への「給付管理票」の作成と提出はどこが行うのか。
- 【 A 】利用者が月を通じて小規模多機能型居宅介護(又は介護予防小規模多機能型居宅介護。以下略)を受けている場合には、小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員がケアプラン作成を行うこととなる。

この場合の給付管理は、他の居宅介護サービスを含めて「給付管理票」の作成と提出を行い、当該月について居宅介護支援費(又は介護予防支援費。以下略)は算定されないこととなる。

月の途中で小規模多機能型居宅介護の利用を開始又は終了した場合は、居宅介護支援費の算定は可能であるため、小規模多機能型居宅介護の利用開始前又は利用終了後の居宅介護支援事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護を含めてその利用者に係る「給付管理票」の作成と提出を行い、居宅介護支援費の請求を行うこととなる。

なお、同月内で複数の居宅介護支援事業所が担当する場合には、月末時点(又は最後)の居宅介護支援事業所の介護支援専門員が「給付管理票」の作成と提出を行い、居宅介護費を提出することとなる。

[Q&A H18.3.27]

平成26年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》8 (小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護)

- 【 Q 】介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者のケアプランは地域包括支援センター(介護予防支援事業者)が作成するのか。
- 【 A 】1 介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者のケアプランは地域包括支援 センター(介護予防支援事業者)の職員が作成するのではなく、介護予防小規模 多機能型居宅介護事業所のケアマネジャーが作成するものである。
 - 2 この場合、地域包括支援センター(介護予防支援事業者)の職員が行う業務と同様の業務を行っていただくことになる。
 - 3 なお、ケアプランの作成については介護予防小規模多機能型居宅介護の介護報酬の中に含まれていることから、別途「ケアプラン」の作成に係る介護報酬を算定することはできない。

[Q & A H18.2.24]

- 【Q】小規模多機能型居宅介護は、あらかじめサービスの利用計画を立てていて も、利用日時の変更や利用サービスの変更(通いサービス 訪問サービス)が 多いが、こうした変更の後に、「居宅サービス計画」のうち週間サービス計画 表(第3表)やサービス利用票(第7表)等を再作成する必要があるのか。
- 【A】当初作成した「居宅サービス計画」の各計画表に変更がある場合には、原則として、各計画表の変更を行う必要があるが、小規模多機能型居宅介護は、利用者の様態や希望に応じた弾力的なサービス提供が基本であることを踏まえ、利用者から同意を得ている場合には、利用日時の変更や利用サービスの変更(通いサービス 訪問サービス)の度に計画の変更を行う必要はなく、実績を記載する際に計画の変更を行うこととして差し支えない。

[Q & A H19.2.19]

サテライト事業所の設置要件は?

サテライト型指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所は、地域の実情に応じて、利用者にとってより身近な地域で小規模多機能型居宅介護のサービス提供が可能となるよう設置するものであり、設置にあたっては、以下の要件を満たす必要があります。

1.設置要件

指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の実績を有する事業者であること。

サテライト事業所は、本体事業所(指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定 複合型サービス事業所であって、当該事業所に対する支援機能を有する事業所をい う。以下同じ。)を有する必要があるが、ここでいう「支援機能を有する事業所」に ついては、当該本体事業所が次のいずれかに該当することを指すものであること。

- ア 事業開始以降1年以上の実績を有すること
- イ 当該本体事業所の登録者数が、当該本体事業所において定められた登録定 員の 100 分の 70 を超えたことがあること

サテライト事業所は、本体事業所との密接な連携を確保しつつ、運営するもので あるため、次に掲げる要件をいずれも満たす必要があること。

- ア 本体事業所とサテライト事業所の距離は、自動車等による移動に要する時間が概ね20分以内の近距離であること
- イ 1の本体事業所に係るサテライト事業所の数は2箇所までとすること

本体事業所とサテライト事業所は、同一の日常生活圏域内に所在することが望ましい。

2 . 人員基準・登録定員等

	本体事業所	サテライト事業所
日中(通い)	常勤換算方法で 3:1	常勤換算方法で 3:1
日中(訪問)	常勤換算方法で1以上	1 以上
夜間(夜勤職員)	時間帯を通じて1以上	時間帯を通じて1以上
夜間(宿直職員)	時間帯を通じて1以上	本体事業所の適切な支援を受ける
		ことができる場合は不要
 看護職員	従業者のうち1以上	本体事業所の適切な支援を受ける
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		ことができる場合は不要
	配置が必要	介護支援専門員を配置せず、「小規
		模多機能型サービス等計画作成担
		当者研修を修了している者の配置
介護支援専門員		で可
		居宅サービス計画の作成及び市
		への届出の代行は本体事業所の介
		護支援専門員が行う
管理者	専従かつ常勤で配置	本体事業所の管理者が兼務可

登録定員	25 人以下	18 人以下
通いサービス	登録定員のうち 1/2 から 15 人	登録定員の 1/2 から 12 人
宿泊サービス	通いサービスの 1/3 から 9 人	通いサービスの 1/3 から 6 人

- 【 Q 】 本体事業所の看護職員が適切にサテライト事業所の登録者に対する健康管理を 行うことができる場合、サテライト事業所には看護職員を置かなくてもよいことと されているが、本体事業所において看護職員配置加算を算定している場合、当該本 体事業所の看護職員は看護職員配置加算に係る常勤・専従の看護職員であってもよ いのか。
- 【A】 本体事業所とサテライト事業所については、密接な連携の下に運営されるものであり、当該常勤・専従の看護職員がサテライト事業所の登録者に対する健康管理等を行うことも差し支えなく、この場合、当該常勤・専従の看護職員の配置をもって、サテライト事業所の看護職員を置かないことができる。

また、当該常勤・専従の看護職員はサテライト事業所の登録者に対する訪問サービスや本体事業所において提供される宿泊サービスに従事することも可能である。なお、この場合、サテライト事業所で看護職員配置加算を算定することはできず、本体事業所及びサテライト事業所の双方で看護職員配置加算を算定しようとする場合、それぞれの事業所に常勤・専従の看護職員を配置することが必要となる。 【Q&A H24.3.16】

消防法施行令等の改正について

平成25年12月27日に消防法施行令の一部を改正する政令等が公布されました。主な改正の内容は、以下のとおりです。

1.消防法施行令の一部を改正する政令の内容

- (1)火気器具等の取扱いの条例制定基準の見直し(平成25年12月27日施行) 火を使用する器具等の取扱いに関する消防法第9条の規定に基づく市町村 条例の制定基準として、対象火気器具等を、祭礼、縁日、展示会、花火大会 その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器 の準備をした上で使用することを定める。
- (2)スプリンクラー設備の設置基準の見直し(平成27年4月1日施行) 火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設(消防法施行令別表第一(6)項口に掲げる施設)において現在、延べ床面積275㎡以上のものに設置が義務付けられているスプリンクラー設備について、原則として延べ面積にかかわらず設置することを義務付ける。

なお、例外として延焼抑制構造を有する施設は設置を不要とする。 (経過措置:平成30年3月31日までは従前の例による)

(3)自動火災報知設備の設置基準の見直し(平成27年4月1日施行) 小規模なホテル・旅館、病院・診療所、社会福祉施設等(自力避難困難な

者が入所するもの以外のもの())(消防法施行令別表第一(5)項イ、(6)項イ及び八に掲げる施設)で就寝の用に供する居室を持つものに対して、現在延べ床面積300㎡以上のものに設置が義務付けられている自動火災報知設備を、延べ床面積にかかわらず設置することを義務付ける。

自力避難が困難な者が入所する社会福祉施設等については、既に義務付けられている。(経過措置:平成30年3月31日までは従前の例による)

平成26年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》8 (小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護)

2.消防法施行規則の一部を改正する省令の内容

(1)消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準の見直し(平成 27 年 4 月 1日施行)

自力避難が困難な者が入所する社会福祉施設等における消防機関へ通報する火災報知設備について、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して自動的に起動することを義務付ける。(経過措置:平成30年3月31日までは従前の例による)

(2) スプリンクラー設備の補助散水栓に係る基準の見直し(平成 25 年 12 月 27 日施行)

補助散水栓をスプリンクラー設備に設ける場合の消防用ホースの基準について、必要な規定を定める。

3.特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の内容

【内 容】

小規模なホテル・旅館、病院・診療所、社会福祉施設等(消防法施行令別表第一(5)項イ、(6)項イ及び八(利用者を宿泊させ、又は入居させるものに限る。)並びにこれらの用途に供される部分が存する(16)項イに掲げる防火対象物における自動火災報知設備の設置の義務化に伴い特定小規模施設用自動火災報知設備を用いることができる施設の対象にこれらを追加する。(平成27年4月1日施行)

4. 防火対象物の用途区分の見直し

今回の改正に伴い、軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護を行う施設等で、自力で避難することが困難な要介護者の入居若しくは宿泊が常態化している施設については、防火対象物の用途区分の見直しにより、消防用設備等の設置が義務付けられることとなりました。

消防法施行令別表第一 6項口・6項八判定概要

【改正前】小規模多機能型居宅介護事業の該当部分のみ抜粋

用途	名 称 等
6 項 八	・小規模多機能型居宅介護事業を行なう施設



【改正後】小規模多機能型居宅介護事業の該当部分のみ抜粋

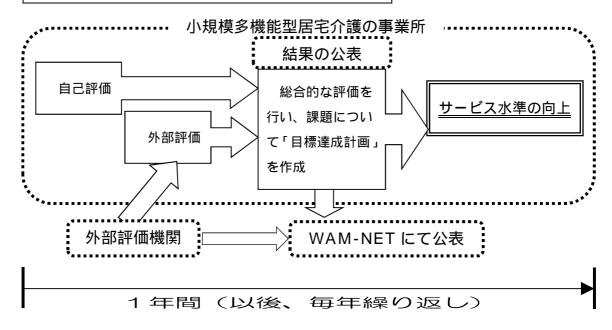
用途	名 称 等
6 項口	・小規模多機能型居宅介護事業を行なう施設(主として要介護3以上の者を入居させるもの。以下この表中「避難困難介護施設」という。)・(6)項イを除く主として要介護3以上の者を入居(注1)・宿泊(注2)させ、業として入浴、排せつ、食事の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療の提供する施設(以下この表中「避難困難入居・宿泊施設」という。)
6 項 八	・小規模多機能型居宅介護事業を行なう施設(避難困難介護施設以外のもの) ・(6)項イを除く業として入浴、排せつ、食事の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療の提供する施設(避難困難入居・宿泊施設以外のもの)

- (注1) 要介護3以上の入居の割合が施設全体の定員の半数以上であることを目安として判断すること。
- (注2) 実態として複数の利用者へ随時若しくは継続的に宿泊サービスを提供しており、 宿泊サービスの提供が常態化しており、要介護3以上の者の割合が当該施設の宿 泊サービス利用者全体の半数以上であること。

なお、用途の判断にあたっては、入所若しくは入居又は宿泊の状況について、 利用者が比較的短期間に入れ替わる等の事情により用途が定まらない場合には、 施設の定常的な状態として、3カ月程度以上の一定期間の実績による平均的な 状況を確認することなどにより対応することとなります。

外部評価の要件緩和について、どのよう取り扱いとなっているか?

サービスの質に対する自己評価・外部評価の概要図



外部評価の要件緩和

次の要件を満たす事業所は、外部評価の実施回数を2年に1回にすることができます。

過去に「外部評価」を5年間継続して実施している

「自己評価及び外部評価結果」「目標達成計画」を市町村に提出している

運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されている

運営推進会議に、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席している 外部評価項目の2、3、4、6の実践状況(外部評価)が適切である

要件緩和を受けるための手続き

山口県長寿社会課介護保険班あてに所定書類を提出してください。なお、詳細については「かいごへるぷやまぐち」を確認してください。

なお、 の要件については、外部評価受審後に、外部評価機関から評価の確 定版が届きますので、「自己評価及び外部評価結果」と「目標達成計画」を下関 市介護保険課へ提出してください。受付印を押印した後、写しを返却します。

また、郵送により提出する場合は、市の受付印を押印後返送しますので、切手を貼った返信用封筒を同封の上ご提出下さい。

運営推進会議の議事録は市に提出が必要なのか?

運営推進会議とは

運営推進会議は、利用者や地域住民の代表者等に対して、小規模多機能型居宅介護で提供されるサービスの内容を明らかにすることで、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとして運営されることを目的としています。

具体的には、おおむね2月に1回会議を開催し、事業者からサービス等の活動状況を報告し、会議の構成員により評価を受けるとともに、サービスに対する要望や助言を受けるものです。

なお、グループホーム等を併設している場合は、1つの運営推進会議において、両事業所の評価を受けることが可能です。

運営推進会議の議事録について

議事録については、事業者において2年間保存することが義務付けられています。

また、「外部評価の要件緩和」(前ページ参照)の要件のうち、

- ・運営推進会議を過去1年間に6回以上開催している
- ・市町村職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席している

について、要件を満たしているか確認する必要があるため、**議事録を作成しま**したら、必ずその都度下関市介護保険課へ提出してください。

(外部評価の要件緩和を受けない事業者も、運営状況の把握のため提出をお願いします。)

議事録の公表について

議事録は、事業所内に掲示するなどの方法で公表することが義務付けられています。ただし、議事録にはサービス提供状況の報告などが記載されているため、利用者の氏名等個人情報に係る記載がある場合には、公表にあたって十分配慮してください。